

日本リハビリテーション医学会
会員各位

「新専門医制度に向けたお知らせ」の訂正について

専門医制度委員会 担当副理事長 芳賀信彦

本年11月1日付で、新専門医制度に向けたお知らせの（12）及び（13）を学会ホームページ等で公表させていただきました。その中で、以下の誤りがありましたので、お詫びして訂正させて頂きます。

【新専門医制度に向けたお知らせ（12）】

誤：2）上記の「他基本領域の専門医等」とは、総合内科専門医（日本内科学会）、認定内科医（日本内科学会）、外科専門医（日本外科学会）、整形外科専門医（日本整形外科学会）、小児科専門医（日本小児科学会）のいずれかとする。

正：2）上記の「他基本領域の専門医等」とは、総合内科専門医（日本内科学会）、認定内科医（日本内科学会）、外科専門医（日本外科学会）、整形外科専門医（日本整形外科学会）のいずれかとする。

【新専門医制度に向けたお知らせ（13）】

誤：2）リハビリテーション科領域が定める基本領域は、当面の間、内科、外科、小児科、整形外科、とする。内科に関しては、当面の間専門医でなく内科認定医の既取得者も対象とする。

正：2）リハビリテーション科領域が定める基本領域は、当面の間、内科、外科、整形外科、とする。内科に関しては、当面の間専門医でなく内科認定医の既取得者も対象とする。

従って、小児科専門医の先生は、現時点で、現行制度における「他基本領域の専門医等を持つ医師の専門医受験資格に関する移行措置」および新専門医制度における研修カリキュラム制の対象になりませんので、ご注意下さいますよう宜しくお願ひ申し上げます。特に新専門医制度における研修を予定されている先生におかれましては、早急に希望する研修プログラムの統括責任者の先生と連絡を取られますよう、お願ひ申し上げます。